

保証業務の統一化に伴う事務処理変更の説明会

次 第

I、開 会

II、あ い さ つ

III、説 明 事 項

はじめに 保証業務の統一化について

1、信用保証申込等について・・・・・・・・・・ p.1

2、信用保証料について・・・・・・・・・・ p.8

3、代位弁済について・・・・・・・・・・ p.12

4、端境期の保証事務について・・・・・・・・・・ p.14

IV、質 疑 応 答

V、閉 会

福島会場

日 時 平成28年7月4日(月)
10:00~12:00
場 所 福島県青少年会館

相双会場

日 時 平成28年7月4日(月)
14:30~16:30
場 所 テクノアカデミー浜 101教室

いわき会場

日 時 平成28年7月6日(水)
9:30~11:30
場 所 いわき市健康・福祉プラザ「いわき ゆったり館」
ボランティア研修室(大)

白河会場

日 時 平成28年7月6日(水)
14:30~16:30
場 所 白河市立図書館 中会議室1

会津会場

日 時 平成28年7月7日(木)
10:00~12:00
場 所 会津若松商工会議所 2階会議室

郡山会場

日 時 平成28年7月7日(木)
14:30~16:30
場 所 福島県ハイテクプラザ 多目的ホール

1、信用保証申込等について

(1) 保証の期間について

平成29年1月10日の保証決定分より、一部の保証を除き、原則として『期間保証』での取り扱いとなります。

①期間保証の取り扱いについて

『期間保証』は、信用保証書の保証期間に「実行の日から〇〇か月」と記載され、当協会が保証決定したときには貸付の期日が特定されていません。お取り扱い金融機関とおお客様の契約に基づいて貸付の期日を定めることとなります。

返済方法についても、信用保証書の返済方法に「〇か月目から〇〇か月目まで〇か月毎〇〇〇円」と記載され、保証期間と同様に契約に基づいて返済日を定めることとなります。

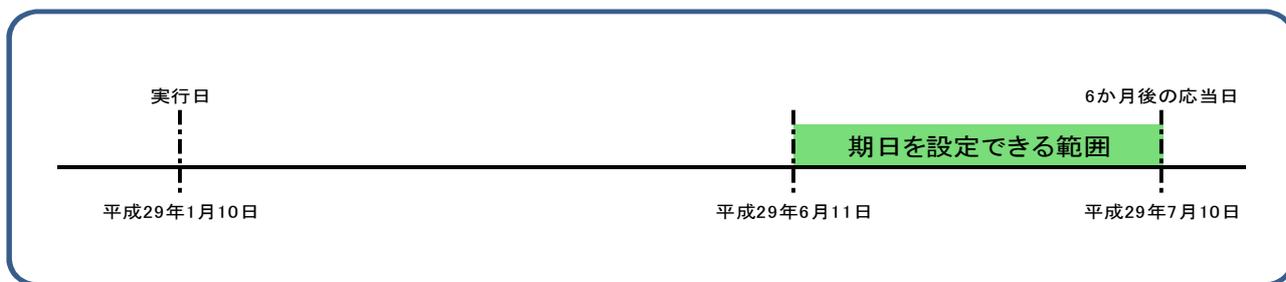
※例外として、手形割引、流動資産担保融資保証、根保証、追認保証につきましては、現在と同様に保証決定のときに貸付の期日を特定した取り扱い（期日保証）となります。

②保証の終期について（貸付期日の設定）

保証の終期（貸付期日）は、信用保証書に記載された保証期間「貸付の日から〇〇か月」後の応当日を最大の日として、最大の日から1か月未満まで遡った範囲の間で設定することが可能です。以下に事例を挙げます。

例1) 貸付の日が1月10日、保証期間が「貸付の日から6か月」

このケースでは、実行日の6か月後の応当日が7月10日となります。期日を設定できる範囲は、応当日の1か月未満まで遡った6月11日から応当日の間で設定していただきます。



例2) 貸付の日が月末（例：4月30日）、保証期間が「貸付の日から6か月」

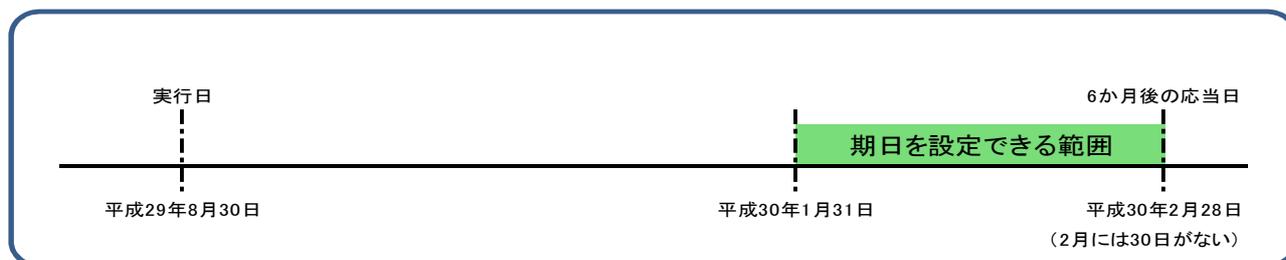
貸付実行日が月末日の場合、期日は応答月の月末日とすることが可能となります。このケースでは、4月30日が月末日にあたるため、6か月後の応当日は10月の月末日である31日と解釈します。（月末日から1か月未満遡った日は当月の1日となります。）



例3) 貸付の日が8月30日、保証期間が「貸付の日から6か月」

8月30日の6か月後の応当日は、計算上では2月30日となりますが、2月には30日がないため、月末日が応当日となります。このケースでは2月28日（うるう年の場合は29日）が月末日にあたるため、6か月後の応当日は2月の月末日である28日（うるう年の場合は29日）となります。

注) このケースで応当日から1か月未満遡った日は、貸付実行日が月末日ではないため、本来の応当日である2月30日から1か月未満遡った1月31日となります。



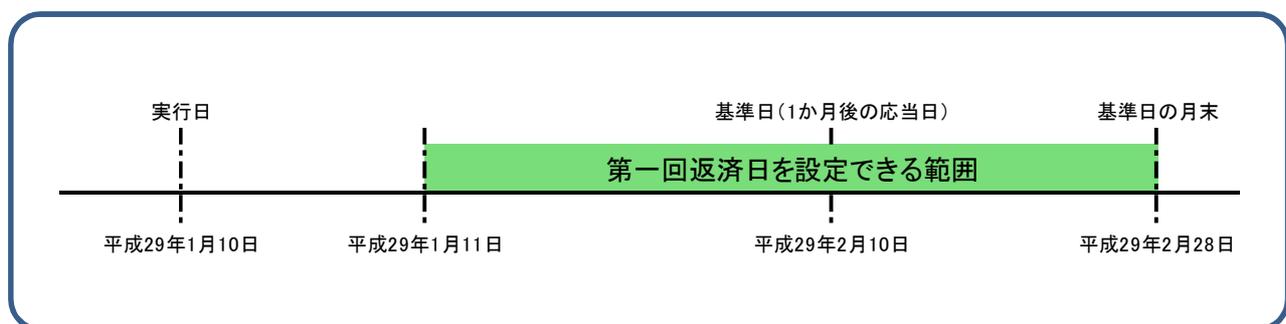
※応当日が休日等、営業日でない場合でも応当日を期日とすることができますが、契約やシステム上の制約で、応当日を期日とすることができないときは「前営業日」を期日として下さい。

③初回返済日について（返済方法の設定）

初回返済日は、信用保証書に記載された返済方法「〇〇か月目から」の〇〇か月後の応当日を基準日として、基準日から1か月未満まで遡った範囲と、基準日の属する月末の範囲で設定することが可能です。

例1) 貸付の日が1月10日、返済方法の表示「1か月目から・・・」

このケースでは、貸付の日の1か月後の応当日である2月10日を基準日として、1か月未満遡った日である1月11日から基準日の属する月末の2月28日（うるう年の場合は29日）までの範囲で初回返済日を設定できます。

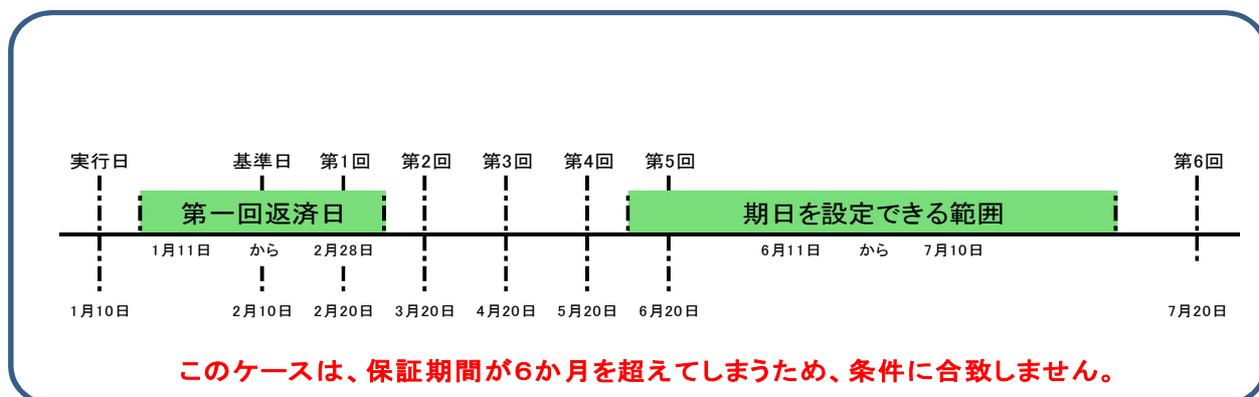


例2) 貸付の日が1月10日、保証期間「貸付の日から6か月」、返済方法の表示「1か月目から6か月目まで」、約定日20日

このケースでは、初回返済日は1月11日から2月28日の間で設定することになり、約定日を20日とするならば1月20日・2月20日のどちらかが初回返済日となります。しかし、2月20日を初回返済日としてしまうと、第6回目の返済日は7月20日となり、「貸付の日から

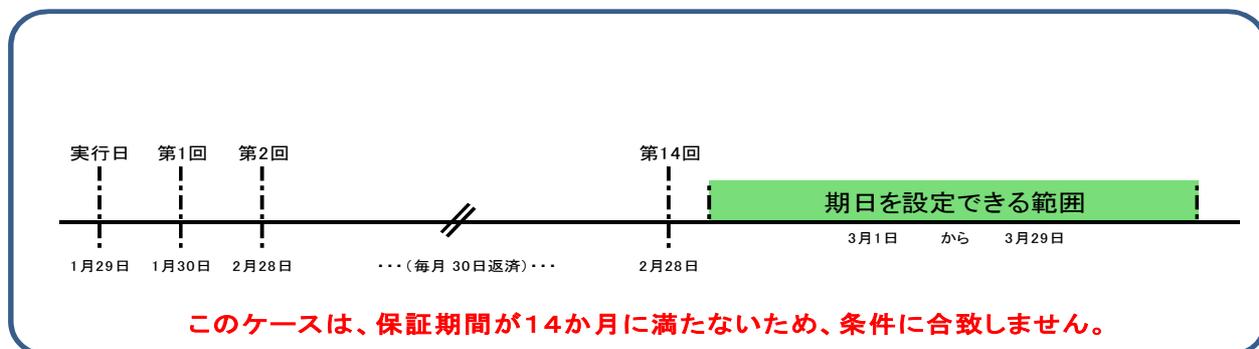
6ヶ月」を超えてしまうため保証条件に合致しなくなってしまうため注意が必要です。

(※但し、第6回目の返済日(貸付期日)を6月21日～7月10日の範囲で設定する場合には保証条件に合致します。)



例3) 貸付の日が1月29日、保証期間「貸付の日から14か月」、返済方法の表示「1か月目から14か月目まで」、約定日30日

このケースでは、初回返済日は1月30日から2月28日(うるう年の場合は29日)の間で設定することになり、約定日を30日とするならば1月30日・2月28日(2月は30日がないため、月末日である28日が約定日となる。うるう年の場合は29日。)のどちらかが初回返済日となります。しかし、1月30日を初回返済日としてしまいますと、第14回目の返済日は翌年の2月28日(うるう年の場合は29日)となり、期日の設定できる最少の日に満たないため保証条件に合致しなくなってしまうため注意が必要です。(貸付実行日の14か月後の応当日は3月29日であり、1か月未満遡った日(=2月29日の翌日)は3月1日)



※基準日の属する月の月末日が休日等、営業日でない場合でも初回返済日とすることができますが、契約やシステム上の制約で、初回返済日とすることができないときは「前営業日」を初回返済日としてください。

④期間保証申込みの際の注意点

期間保証の場合、仮に実際の貸付期間は3か月と1日間であったとしても、保証期間4か月でお申込みいただくこととなり、保証料も4か月分が必要となります。お客様とよくご相談の上、お申込み下さい。

(2) 事前協議申込みの注意点

①信用保証委託申込書の日付について

事前協議済の保証申込の際、信用保証委託申込書の日付については、事前協議についての承認日以降の日付としていただきますのでご注意願います。(事前協議承認日以前の日付での信用保証委託申込書については、再度提出していただくことになります。)

②様式の変更について

保証申込事前協議書の様式を変更する予定です。返済方法記入欄を追加する予定です。

(3) 追認保証申込みの注意点

①信用保証委託申込書の日付について

追認保証での貸付実行後、実行報告書類一式を協会へ提出していただくこととなりますが、その際、信用保証委託申込書の日付については、追認保証確認書の回答日以降の日付としていただきますのでご注意願います。(追認保証確認書回答日以前の日付での信用保証委託申込書については、再度提出していただくこととなります。)

②様式の変更について

追認保証確認書の様式を変更する予定です。返済方法記入欄を追加する予定です。

(4) 信用保証書の訂正について

①融資実行前の訂正について

融資実行前に保証条件をご確認いただき、訂正の必要がある場合は、福島営業店・各支店担当者までお申し出下さい。お申し出内容を確認の上、対応させていただきますが、貸付金額の訂正など対応出来ない場合もございます。

②融資実行後の訂正について

融資実行後の信用保証書訂正は対応いたしかねます。保証条件と合致しない場合は、契約書等の訂正をお願いいたします。必ず融資実行前に保証条件をご確認下さい。

○確認事項

- ・保証期間と融資期間が一致していること
 - ・第一回返済日が保証条件と一致していること
 - ・信用保証料の納付方法がお客様のご希望通りとなっていること
(一括または分割)
 - ・その他、保証書記載の保証条件が融資条件と一致していることをご確認ください。
- } **期間保証の場合は特に注意が必要です**

(5) ご送付いただく決算書について

・決算書については、システムでの読込を行っておりますが、FAXでご送付いただいたもの、決算書内にメモ書きがあるものなどは、読込が困難な場合もあり、そのような場合は、再送付をお願いすることとなります。ご配慮をお願いします。

(6) 保証条件変更について

①地公体制度融資の期間延長について

・ 区市町村の保証制度資金については、制度要綱に大きな変更はございませんが、条件変更による保証制度の変更ができなくなります。

このため、保証制度の上限期間を超える条件変更（期間延長）について、これまでは区市町村保証制度から協会保証制度への変更により対応しておりましたが、これができなくなりますので、原則として借換により対応していただくことになります。

・ 保証条件変更により返済額を緩和あるいは、猶予しているお客様で、区市町村制度融資利用している方の条件変更に関しては、あらかじめ協会とご協議の上、保証条件変更の申込をしていただくようお願いします。

・ 返済方法の例年の変更時期を見据え、協会側からご相談させていただく場合もございます。また、案件の内容次第では、次回変更時期を待たずに、前倒ししての借換や制度変更をお願いする場合がございますので、ご了承願います。

②保証条件変更申込受付後の償還について

・ 現在は、当協会にて保証条件変更申込を受付処理した後は、当協会側で償還報告（伝送データ）に制限をかけ、エラーとし、各金融機関様へご照会させていただくこととしております。

・ 平成 29 年 1 月以降は、この制限がかからなくなり、償還報告された伝送データは報告のとおり残高を減少させます。よって、残高が減少し保証条件変更の不都合が生じる場合は、各金融機関様において、対策を講じるようお願いします。

③変更実行報告書の記載方法について

・ 現在は、お申込みいただいた変更内容に関わらず、変更報告書の書式が同一となっており、以下のとおり変更後内容ご記入欄は、変更内容により記載内容を選んで記載していただいております。

(現在の記載内容)

変更後内容ご記入欄

契約締結日	平成			年			月			日	変更実行金額										円	
返済開始日	平成			年			月			日	最終期限	平成										日
約定返済日																						

・ **平成 29 年 1 月以降**は、お申込みいただいた変更内容により以下のとおり、変更実行報告書の書式が変わります。（変わるのは、変更後内容ご記入欄のみですが、報告が必要な項目のみの記載となります。）この欄の空欄は全て記入していただくこととなります。

(例 1) カードローンの更新

変更後内容ご記入欄

実行日	平成			年			月			日	変更後極度額											円
											最終期限	平成										日

(例2) 連帯保証人の変更等

変更後内容ご記入欄

契約(完了)日	平成			年			月			日
---------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

④返済方法の変更を伴う条件変更のお申し込みについて

- ・変更保証書の有効期限について

返済方法の変更を伴う条件変更の変更保証書の有効期限は以下のとおりとなります。

ア、変更決定の翌日から30日

イ、変更後の第一回返済日

上記のいずれか早い日が有効期限となりますので、変更決定日と変更後の第一回返済日が近い場合は以下の「返済方法の内容について」をご覧ください、取り扱いのご検討をお願いいたします。

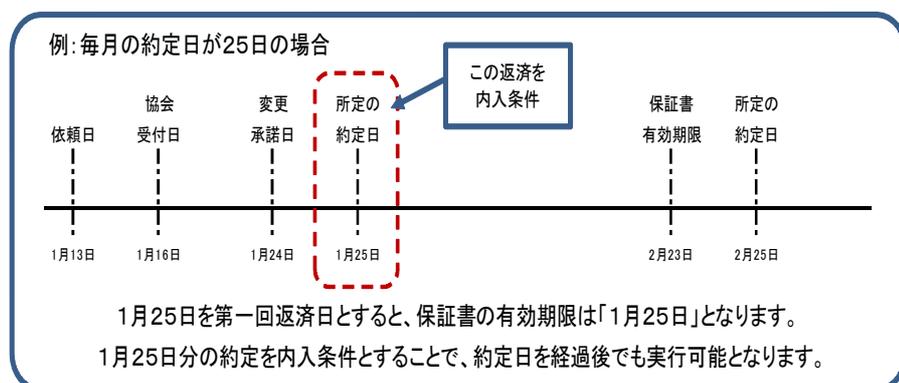
※有効期限を経過した場合は、「条件変更取り下げ」⇒「再申込」となりますのでご注意ください。

- ・返済方法の内容について

返済方法変更の条件変更を行った場合、変更後の第一回返済日の経過による保証条件の不一致となるケースが多くなっています。

このようなケースを防ぐために、下記の例を参考にして取り扱いを検討して下さい。

- 変更後の第一回返済日が変更承諾日の直後となるものは、翌月の約定日を第一回返済日として、1回分は変更実行時に内入対応とすることで、変更実行までの時間的余裕が生まれます。



⑤元利均等返済の貸付利率の変更について

- ・返済方法を元利均等返済としている貸出につきましては、貸付利率変更があった場合は、所定の様式【変更通知書(元利均等返済による貸付利率の変更)】によりご報告をいただいておりますが、平成29年1月以降は、不要となります。

・なお、平成28年12月までは、これまでと同様に報告をお願いします。

(7) 変更保証書の訂正について

①変更実行前の訂正について

変更実行前に保証条件をご確認いただき、訂正の必要がある場合は、福島営業店・各支店担当者までお申し出下さい。お申し出内容を確認の上、対応させていただきますが、対応出来ない場合もございます。

②変更実行後の訂正について

変更実行後の変更保証書訂正は対応いたしかねます。保証条件と合致しない場合は、契約書等の訂正をお願いいたします。必ず変更実行前に保証条件をご確認下さい。

○確認事項

- ・変更内容が一致していること
- ・信用保証料の納付方法がお客様のご希望通りとなっていること
(一括または分割)
- ・その他、保証書記載の保証条件が融資条件と一致していることをご確認ください。

2. 信用保証料について

◎ 「信用保証料の計算方法等について」

(1) 信用保証料の計算について

これまで期間計算はすべて日割計算により行っていましたが、今後、期間保証の場合は月割計算を使用いたします。また、保証料を据置期間部分、分割返済部分、据置金額部分に分け算出する基本的な考え方に変更はありませんが、据置有無の判断基準・計算方法が変更となります。

① 期間保証（保証期間〇〇か月）における信用保証料の計算方法

期間の計算が、現行の日割計算から月割計算に変更になります。

例) 保証期間 1 か月の場合：28/365、30/365、31/365 → 1/12

保証期間 1 2 か月の場合：365/365 → 12/12

※ 大の月、小の月、閏年等を反映した現行の日割計算とは若干の差異が生ずることとなります。

② 据置期間部分の判定・計算方法

・月割計算の場合

据置期間は、「第一回返済月〇か月目」－「返済間隔〇か月」の計算結果によって判断します。計算結果がプラスであれば据置期間あり、ゼロ以下であれば据置期間なしとなります。

例) 第一回返済日 4 か月目、返済間隔 1 か月の場合

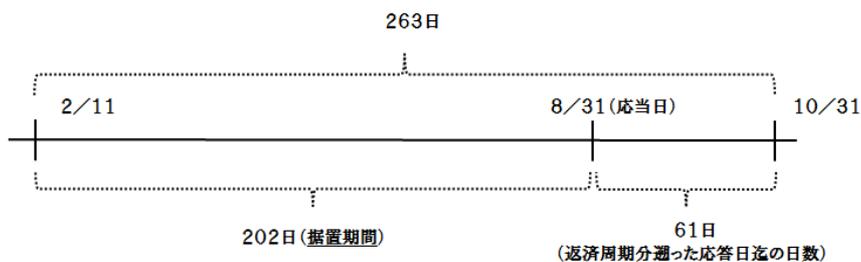
⇒ 4 か月 － 1 か月 = 3 か月 が据置期間部分となります

・日割計算の場合

「計算始期（融資予定日等）」から「第一回返済日から返済間隔の月数を遡った応当日」までの日数が据置期間となります。

例) 計算始期 H24.2.11、第一回返済日 H24.10.31、返済間隔 2 か月毎の場合

⇒ 据置期間 202 日



③ 据置金額部分の判定・計算方法

据置金額部分は、最終回返済額が最終回直前回の返済額の2倍を超える場合に発生し、その場合の据置金額は、据置金額 = 「最終回の返済額」－「最終回直前の返済額」で求めます。

例) 毎月 20,000 円返済、最終回 55,000 円返済

⇒ (発生判定) 55,000 円 > 20,000 円 × 2 が成立 → 据置あり

⇒ (金額算出) 55,000 円 - 20,000 円 = 35,000 円 → 据置金額

④ 分割返済条件時の「不均等分割返済係数」の変更

「不均等分割返済係数」の一部が変更となります。

分割返済回数	変更前	変更後
2回以上 6回以下	0.77	同左
7回以上 12回以下	0.71	<u>0.72</u>
13回以上 24回以下	0.66	同左
25回以上	0.60	<u>0.61</u>

⑤ 条件変更時の保証料起算日の変更

条件変更時の保証料起算日が変更となります。

(変更前) 変更実行予定日

(変更後) 変更保証書発行日

(2) 期間確定保証料の徴収について

終期に割引残高があり期間確定した場合は、当初の保証期限から確定後の保証期限までの期間に対して保証料を徴収しておりましたが、割引根保証の期間確定保証料については徴収しないこととしました。

(3) 延滞保証料の徴収について

保証期限を超えて完済した場合、保証期限から完済日までの期間に対し延滞保証料を徴収しておりましたが、平成29年1月10日以降に発生する延滞保証料は徴収しないこととしました。

なお、既発生の未収分については、これまで同様、徴収致しますので引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

(4) 信用保証料差引計算の実施について

信用保証料差引計算を開始し、借換保証（同時決済条件）の際、新規融資に係る保証料から完済となる保証の返戻保証料を差引いて保証料を請求いたします。（追認保証等、一部対象外となるケースもあります。）

なお、差引計算対象とした場合は、貸付予定日を完済日として回収口の返戻計算を行います。このため、実行が予定日から大幅にずれると、保証料計算との整合性が薄れてしまうため、新規保証へは「融資予定日（年月日）以降に実行のこと」の保証条件を付させていただきます。

【差引計算対象外となるケース】

- ・追認保証のもの
- ・連帯債務のもの
- ・保証料が分割徴収のもの
- ・不均等返済のもの
- ・新規保証の保証料額が返戻保証料総額より少ないもの
- 等

◎ 「信用保証料の徴収・返戻について」

(5) 信用保証料の分納について

① 分納対象の拡大

これまでより分割納付の対象を拡大し、保証期間2年の当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証も希望により分納可能といたします。

【分割納付の対象】

- ・保証期間が2年を超える保証
- ・保証期間2年の当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証
(初年度、次年度各50%)

② 分納依頼書の新設

信用保証料は、原則として一括で徴収させて頂くこととなっておりますが、保証期間が2年を超えた場合でお客様が分納を希望される場合には、「分割徴収割合表」に基づき分納にも対応しております。

今後につきましても、希望されるお客様については引き続き分納が可能ですが、「信用保証料分割支払承認依頼書／信用保証料分割徴収承認申請書」(新設)により依頼を頂くようになります。条件変更で分納を希望される場合は、変更の都度依頼書をご提出頂くようになります。

【信用保証料分割支払承認依頼書の種類】

- ・当座貸越(貸付専用型)根保証および事業者カードローン当座貸越根保証以外
- ・当座貸越(貸付専用型)根保証および事業者カードローン当座貸越根保証

(6) 分納保証料の徴収基準日の一部変更について

平成29年1月10日以降に変更保証書発行した案件については、第2回以降の徴収基準日が変更保証書発行日の応当日となります(初回は引き続き実行時に徴収いただきます)。

(変更前) 変更実行日の1年後の応当日

(変更後) 変更保証書発行日の1年後の応当日

※ 支払期日については『分納保証料送金のご依頼』に記載されますので、ご確認下さい。

(7) 早期完済時等における返戻保証料について

繰上げ完済や条件変更により返戻保証料が発生した場合、これまでは取扱い金融機関様に振替処理等のご協力いただき返戻しておりましたが、今後は当協会が直接お客様へ照会(郵送)し、ご指定の口座に振込致します。

なお、借換保証で保証申込時に「信用保証依頼書」に口座情報をご記入いただいた場合は、記載口座へ振込させていただき、お客様への口座情報照会は行いません。

(変更前)

- ① 当協会から返戻金(返戻リスト)を取扱い金融機関本・母店様へ送金(送付)
- ② 各金融機関様で返戻金をお客様毎に振り分け
- ③ 返戻後、返戻報告を協会へ送付

(変更後)

- ① 当協会から直接お客様へ郵送により返戻口座を照会（完済の都度）
- ② お客様から協会へ返送（返戻口座記載）
- ③ 協会からお客様口座へ直接送金

※ これまでお手を煩わせていた、振替処理や返戻完了報告等は不要になります。
長年に亘り返戻事務にご協力いただき、誠にありがとうございました。

《お願い》

- ・お客様への口座照会が不要となり、迅速な返戻が可能になりますので、回収条件が付される場合は、可能な限り返戻口座情報の記入をお願いいたします。
- また、口座情報の記載は正確をお願いいたします。（屋号の有無、預金種別等）
- なお、口座名義に屋号が入る場合等、申込人名と異なる場合は余白欄（「信用保証依頼書」には口座名義人の記載欄がありません）を利用して正式な口座名義人のご記入をお願いします。

この貸付で 完済する 保証がある 場合	保証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										
	割引残高有無	1 無	2 有	※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。								
	保証料返戻預金口座	種類	1 当座	2 普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。											

- ・返戻口座の確認等について、お客様から金融機関様に照会がございましたら返戻手続についての説明等、ご協力お願いいたします。
- ・お客様の死亡等によりお客様名義の口座に返戻できない場合は、取扱金融機関様を通じ個別に確認する場合がありますので、ご協力お願いいたします。

《ご注意》

変更日（平成29年1月10日）以降、返戻金は取扱金融機関様を経由いたしませんので、市町村の保証料補助制度で、返戻金についても取扱金融機関で管理する等の運用を行っている補助制度では、運用・管理が困難になる場合が想定されます。現在このような運用を行っている場合は、今後の運用について市町村と協議をお願いします。

(8) 返戻保証料の返戻時期について

返戻日（毎月16日、休日の場合翌営業日）に変更はありません。

しかし、これまでと異なり、返戻先の口座情報を郵送でお客様より直接取得するため、確認書の返送状況等により返戻までの期間が概ね1か月程度延びることが想定されますので、ご理解・ご協力よろしくをお願いいたします。

3、代位弁済について

代位弁済請求書、添付書類等に変更はございません。また、請求書類の提出方法（管轄窓口：営業店・支店への郵送あるいは持ち込み）にも変更はございません。

しかし、代位弁済のスケジュール及び、特殊な代位弁済について変更がありますので、以下のとおりご説明いたします。

(1) 代位弁済日と代位弁済請求締日について

①代位弁済日を現行の毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を
毎月第3金曜日（休業日の場合は前営業日）に変更します。

②代位弁済請求締日を現行の毎月20日（休業日の場合は前営業日）を
毎月第3金曜日（休業日の場合は前営業日）に変更します。

	現行	新
代位弁済日	20日 休業日の場合は翌営業日	第3金曜日 休業日の場合は前営業日
代位弁済請求締日	前月20日 休業日の場合は前営業日	第3金曜日 休業日の場合は前営業日

③代位弁済日等の変更実施時期

金融機関様、協会とも、新システム対応スケジュールに習熟するため、平成28年10月お支払い分から変更致します。なお、変更後最初の締日は、連休もあることから、第3金曜日である平成28年9月16日（金）ではなく平成28年9月20日（火）とします。よって、この日まで受付した代位弁済請求の代位弁済日は第3金曜日である平成28年10月21日（金）となります。

*平成28年10月代位弁済分以降当面のスケジュール

年	月	代位弁済日	代位弁済請求締日
平成28年	10月	10月21日	9月20日
	11月	11月18日	10月21日
	12月	12月16日	11月18日
平成29年	1月	なし	なし
	2月	2月17日	1月20日
	3月	3月17日	2月17日
	4月	4月21日	3月17日
	5月	5月19日	4月21日
	6月	6月16日	5月19日
	7月	7月21日	6月16日
	8月	8月18日	7月21日
	9月	9月15日	8月18日
	10月	10月20日	9月15日
	11月	11月17日	10月20日
	12月	12月15日	11月17日

④移行月の平成 29 年 1 月の代位弁済

平成 29 年 1 月には、システムの安定稼働を期するため代位弁済を行わないこととし、平成 29 年 1 月に代位弁済対象となる保証口については、通常の冷却期間 90 日を 60 日に短縮し、平成 28 年 11 月 18 日（金）までに代位弁済請求を受付する取扱いとし、平成 28 年 12 月に前倒して、代位弁済する予定であります。

なお、平成 28 年 12 月まで代位弁済留保分及び代位弁済請求未提出分については、平成 28 年 11 月 18 日（金）までに書類整備及び請求書の提出をお願いします。

(2) 再生支援先（不等価譲渡等）の代位弁済について

不等価譲渡にかかる代位弁済につきましては、基本的に平成 28 年 10 月までの取扱いとし、平成 28 年 11 月から平成 29 年 1 月までの間は、代位弁済（クロージング処理）を行わないこととします。但し、再生支援上やむを得ない場合に限り、平成 28 年 11 月から 12 月に代位弁済（クロージング処理）を行うこととします。

また、平成 29 年 2 月以降の代位弁済については、今後、バンクミーティングなどの協議の場で協会から代位弁済日について具体的な日程（代位弁済が可能な候補日）を提示することとなります。

なお、これらの件につきましては、「福島県産業復興相談センター・福島産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」へは協会から連絡済です。

(3) 特定社債保証制度の代位弁済

特定社債保証制度の代位弁済は、代位弁済日を金融機関様や協会が定めることができない場合があります。上記日程とは異なる代位弁済日となる場合も想定されます。

よって、特定社債保証制度の代位弁済が見込まれる場合は、速やかに協会窓口（営業店・支店）と協議するようお願いします。

4、端境期（平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月）の保証事務について

(1) 新システムの本稼働日

平成 29 年 1 月 10 日（火） となります。

(2) 保証事務の対応

代位弁済については、別記説明のとおり、取扱いが決定していますが、その他業務につきましては、現在検討中です。

取扱いの詳細については、11 月に開催予定の説明会にて詳しくご説明いたします。

ご協力をお願いします。